

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	高額介護サービス費支払費用貸付事業	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	<b>課長名</b>	林 輝生子
		<b>担当者名</b>	村田 英明	<b>内線</b>	2432
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	高額介護サービス費支払費用貸付事業費（15 - 84 - 50 - 01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	12 年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区高額介護サービス支払費用貸付条例・同条例施行規則	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
<b>目的</b>	介護サービスを利用するにあたり、自己負担が高額となりその支払いが困難な者に対して、支払に要する費用を貸し付けることにより、その負担軽減を図ることを目的とする。				
<b>対象者等</b>	介護保険から高額介護サービス費の支給を予定されている要介護・要支援認定者				
<b>内容</b>	<p>1 貸付限度額 高額介護サービス費相当額×90%（利子は付さない）</p> <p>2 事業実施方法 貸付申請時にサービス提供月の領収書または請求書を提示してもらい、それに基づき貸付額を決定する。 申請から貸付まで、およそ2週間で処理する。 貸付金の償還は、高額介護サービス費の受領の権限及び貸付費用の償還に関する権限を区長に委任することにより行うことを原則とする。（高額介護サービス費の支給額と相殺する。）</p>				
<b>経過</b>	平成12年度介護保険法施行時から実施				
<b>必要性</b>	介護保険法の理念である「共同連帯の理念」に基づき、能力に応じた受益者負担を求める一方で、負担能力の低い者に対して一定の配慮を行う制度として必要である。				
<b>実施方法</b>	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>予算・決算額等の推移</b>	予算額	464	205	92	40	40	40	40
	決算額（20年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	40
	人件費					854	854	
	【事務分担当】（%）					10	10	
	合計（+）	0	0	0	0	854	854	40
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）							39	
一般財源	0	0	0	0	854	854	1	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>
	貸付件数（件）							

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	事務用消耗品	0	事務用消耗品	0	事務用消耗品	0
	役務費	郵送料（通知書）	0	郵送料（通知書）	0	郵送料（通知書）	1
	貸付金	貸付金	0	貸付金	0	貸付金	39

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	貸付件数（件）	0	0	0	1		

（問題点・課題）	<p>本事業がサービス利用者・ケアマネジャーに十分周知されていないため、利用の促進が図られていない。高額介護サービス費の該当者については、サービス提供月のおよそ3ヵ月後から毎月支給しているため、ニーズの把握が難しい。対象者について、支払いが困難な状況かどうかの判断が難しい。</p>
他区の実況	（実施 18 区                      未実施 4 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
本貸付事業を高額介護サービス費受給者、ケアマネジャー等に周知するためチラシを作成し、窓口で配布するなどPRに努める。	本事業による貸付を必要とする方に、確実に利用していただく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	条例事業であり、一層の利用促進を検討する。

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	訪問介護自己負担額軽減事業	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	<b>課長名</b>	林 輝生子
		<b>担当者名</b>	土田 綾子	<b>内線</b>	2432
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	訪問介護自己負担額軽減費（16-10-74-1）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	12 年度	根拠	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業運営要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	20 年度	法令等		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
<b>目的</b>	訪問介護等を利用する低所得者のうち、障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者に対し、利用者負担の一部を助成し、保健医療の向上、福祉の増進を図ることを目的とする。				
<b>対象者等</b>	低所得者であって、介護保険法施行時に障がい者施策による訪問介護を利用していた要介護者等				
<b>内容</b>	<p>経過措置対象者：生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を含む。）に属する者で、次のいずれかに該当し、かつ、平成17年度末現在において本事業の対象者である者。</p> <p>（1）要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者</p> <p>（2）法施行前1年間に高齢者及び障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者で、65歳以前の障がいを原因とした手帳の交付を受けており、障がい者ホームヘルプサービスの対象となる者</p> <p>（3）特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者</p> <p>【利用者負担割合】</p> <p>平成19年6月まで：3%（区助成率7%、財源は国1/2、都1/4、区1/4）</p> <p>平成20年6月まで：6%（区助成率4%、財源は国1/2、都1/4、区1/4）</p> <p>平成21年3月まで：3%（区助成率7%） 国の特別対策としての本制度は平成20年6月末をもって終了するが、それ以降についても、区単独事業として助成を継続する。</p> <p>制度移行措置対象者：障害者自立支援法（平成18年4月施行）によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当者として定率負担額が0円となっている者で、平成18年4月1日以降に上記（1）又は（3）に該当する者。</p> <p>【利用者負担割合】なし（全額免除） 国の特別対策として今後も継続予定。</p>				
<b>経過</b>					
<b>必要性</b>	障害者が自立した尊厳ある生活を営むために、急激な変化を緩和する措置として必要である。				
<b>実施方法</b>	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>受給者台帳により、利用者情報を東京都国民健康保険団体連合会に送付し、内容審査、支払事務の一部を委託（1件あたり95円）</p> <p>ただし、平成20年7月以降区単独事業となるため、直営実施とする。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	27,605	20,668	17,704	8,467	6,379	4,075	2,279	
決算額（20年度は見込み）	22,959	18,107	13,243	7,573	6,118	3,374	2,279	
人件費				2,586	3,416	3,416		
【事務分担量】（%）				30	40	40		
合計（+）	22,959	18,107	13,243	10,159	9,534	6,790		
国（特定財源）	11,885	8,898	6,808	3,723	2,897	1,650	384	
都（特定財源）	5,943	4,449	3,404	1,862	1,449	825	191	
その他（特定財源）								
一般財源	5,131	4,760	3,031	4,574	5,188	4,315	1,704	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>
	高齢者分（千円）	14,674	8,699	5,219	391			
	経過措置対象者分（千円）	7,733	8,237	7,388	6,510	5,689	3,100	
	制度移行措置対象者分（千円）	0	0	0	0	0	0	
	審査支払手数料（千円）	517	429	274	116	90	71	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	事務用消耗品	2	事務用消耗品	1	事務用消耗品	3
	役務費	郵送料（通知書）	15	郵送料（通知書）	27	郵送料（通知書）	36
	委託料	審査支払委託料	90	審査支払委託料	70	審査支払委託料	22
	負担金	負担金軽減費	5,689	負担金軽減費	3,100	負担金軽減費	2,218
	償還金	H17償還金	322	H18償還金	176	H19償還金	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	障がい者分（件）	1,042	1,008	738	720		平成20年7月以降については、区単独事業として実施。

（問題点・課題分析）	<p>・平成20年7月以降の区単独事業としての制度実施において、利用者及び事業者に混乱が生じる恐れがある。</p>
他区の実況	（実施 4 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	低所得の障がい者の日常生活を支援するために必要である。

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	<b>課長名</b>	林 輝生子
		<b>担当者名</b>	土田 綾子	<b>内線</b>	2432
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業費（16-10-78-1）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	18 年度	<b>根拠</b>	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業	
<b>終期設定</b>	有 無	20 年度	<b>法令等</b>	実施要綱	
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
<b>目的</b>	障害者自立支援法の施行に伴い、区が行っているホームヘルプサービス利用者に対する負担軽減措置を利用していた低所得者が、介護保険法の規定による保険給付の対象者として移行し、ホームヘルプサービスを利用する場合に、保険給付の利用者負担の一部を助成し、保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。				
<b>対象者等</b>	低所得者であって、障害者自立支援法施行後に介護給付の対象者に移行した者で、障害者自立支援法による訪問介護を利用していた要介護者等				
<b>内容</b>	<p>利用対象者：次の各号に掲げる要件をいずれも満たすもの</p> <p>1 生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯に属するものを除く。）に属する者で、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった者。</p> <p>（1）要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者</p> <p>（2）特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者で、その日前1年の間に、障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者</p> <p>2 7月から12月にあつては前年の、1月から6月にあつてはその前々年の所得により、生計中心者が所得税法の規定による課税がされていない者。</p> <p>○利用者負担：3%（本来10%）。</p>				
<b>経過</b>	平成18年4月 障害者自立支援法の施行に伴い、激変緩和措置として実施。（区単独事業） （平成18年9月8日要綱決定） 平成21年3月31日 事業終了予定。				
<b>必要性</b>	急激な負担増に対応することが困難な障害者が自立した生活を営むために、激変緩和措置は必要である。				
<b>実施方法</b>	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額						810	414	
決算額（20年度は見込み）						23	414	
人件費						1,708	1,708	
【事務分担量】（%）						20	20	
合計（+）		0	0	0	0	1,708	1,731	414
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源						1,708	1,731	414
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>
	移行利用者負担軽減費（千円）					0	23	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需要費	事務用消耗品	0	事務用消耗品	1	事務用消耗品	1
	役務費	郵送料（通知書）	0	郵送料（通知書）	22	郵送料（通知書）	7
	負担金	負担金軽減費	0	負担金軽減費		負担金軽減費	406

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	助成件数（件）			12	12		平成20年度終了予定

（問題点・課題分析）	本制度は、対象者が障がい者福祉と介護保険の分野にまたがっていること等から、一般的に周知されにくい状況があるため、区の施策に着実に反映させ、実施していくことが重要である。
他区の実況	（実施 4 区 未実施 18 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	障がい者関連施策上必要な手段である。

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	介護保険サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	村田 英明	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	介護保険サービス利用者負担軽減費（16 10 80 1）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠	利用者負担額減額制度実施要綱・補助要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	要介護・要支援認定者のうち、低所得者で特に生計を営むことが困難である者に対し、国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額制度事業」、都制度である「介護保険サービス提供事業者等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額制度事業」により、利用者負担を軽減することを目的とする。				
対象者等	要介護・要支援認定者で区民税非課税世帯に属し、特に生計を営むことが困難で、以下の要件をすべて満たす者 世帯の年間収入が基準収入額（一人世帯150万円、世帯構成員一人増で50万円を加える）以下 世帯の預貯金額が基準預貯金（一人世帯350万円、世帯構成員一人増で100万円を加える）以下 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しえる資産を所有していないこと 負担能力のある親族等に扶養されていないこと 介護保険料を滞納していないこと ただし、上記の要件を備えていても、次に該当する場合は対象から除外する。 生活保護受給者 旧措置入所者に対する利用負担額減額・免除の該当者				
内容	1 軽減対象サービス：(1)訪問介護(2)通所介護(3)短期入所生活介護(4)指定介護老人福祉施設における施設サービス(5)夜間対応型訪問介護(6)認知症対応型通所介護(7)小規模多機能型居宅介護(8)地域密着型介護福祉施設入所者生活介護(9)介護予防訪問介護(10)介護予防通所介護(11)介護予防短期入所生活介護(12)介護予防認知症対応型通所介護(13)介護予防小規模多機能型居宅介護(14)訪問入浴介護(15)訪問看護(16)訪問リハビリテーション(17)通所リハビリテーション(18)短期入所療養介護(19)介護予防訪問入浴介護(20)介護予防訪問看護 (21)介護予防訪問リハビリテーション(22)介護予防通所リハビリテーション (23)介護予防短期入所療養介護 ただし、訪問介護利用負担減額認定を受けている人の「訪問介護」は軽減対象外（平成20年4月1日現在）  2 軽減制度による本人負担割合：3/4（軽減分1/4）  3 軽減分負担割合：（社会福祉法人等の場合）・申請事業者1/2 ・国1/4 ・都1/8 ・区1/8 （その他の事業者の場合）・申請事業者1/2 ・都1/4 ・区1/4				
経過	平成14年1月 軽減措置開始（利用者負担割合1/2、軽減割合1/2） 平成15年7月 制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更 平成17年10月 制度改正により、対象要件、対象サービス、負担割合変更 （利用者負担割合を3/4とする。（老齢福祉年金受給者は1/2））				
必要性	低所得者で生計を営むことが困難である者に対する自己負担分の負担軽減を図り、その生活の安定を図る上で必要性が高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 対象者が利用する施設、事業所からの申請を受けて、公費負担分（国1/4、都1/8、区1/8）を助成する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	17,011	3,345	3,409	9,129	10,553	2,156	2,389	
決算額（20年度は見込み）	3,346	1,573	2,622	4,374	2,292	1,867	2,389	
人件費				1,724	3,416	3,416		
【事務分担量】（%）				20	40	40		
合計（+）	3,346	1,573	2,622	6,098	5,708	5,283	2,389	
国（特定財源）								
都（特定財源）	1,312	1,560	1,977	2,619	1,137	1,016	1,567	
その他（特定財源）								
一般財源	2,034	13	645	3,479	4,571	4,267	822	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	社会福祉法人等(千円)	1,160	460	1,758	2,986	1,322	976	
	介護保険サービス提供事業者(千円)	995	1,108	1,203	1,166	792	724	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	郵送料（通知書）	26	郵送料（通知書）	30	郵送料（通知書）	26
	負担金	軽減補助金	2,115	軽減補助金	1,700	軽減補助金	2,363
	償還金	H17償還金	152	H18償還金	137	H18償還金	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	軽減制度申出事業者数	75	108	115	125	150	区内介護事業所（約250事業者）

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条件を満たす利用者であっても、利用する施設、事業所の申し出がなければ、本制度を利用することができない。</li> <li>・利用者が、本制度を利用できる施設、事業所の情報を把握する機会が少ない。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
本事業への申出をする事業者の増加を促進する。	条件を満たす利用者について、より多くの方に本制度を利用してもらう。
利用者やその家族に対して、本制度が利用できる施設、事業所等の情報を提供し周知を図る。	利用者の利便と負担軽減を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	介護保険制度を補う国・都の補助事業であり、利用者負担軽減に直接寄与するものである。

議会議決要旨	
--------	--



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	要介護等認定事務	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	佐鳥 秀樹	内線	2434
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	認定事務費（51 - 25 - 50 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	11年度	根拠	介護保険法 荒川区介護保険条例
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	保険給付（介護給付・予防給付）を受けるため、要介護・要支援認定を申請する被保険者に対して、適正かつ公平な要介護・要支援認定を行うことを目的とする。				
対象者等	第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）で要介護等認定を申請する者				
内容	1 認定の申請 保険給付を受けようとする被保険者は、要介護・要支援状態区分に該当することについて、区市町村による要介護・要支援認定を受けることが必要なため、保険者に対して申請を行う。 2 訪問調査の実施 申請を受けた保険者は、調査員を派遣し、申請を行った被保険者の身体状況や日常生活の様子を調査する。 3 主治医意見書の作成依頼 申請を受けた保険者は、申請を行った被保険者の主治医に対し、医学的な所見等に関する意見書の作成を依頼する。 4 一次判定の実施 訪問調査の結果に基づき、コンピュータによる要介護・要支援状態区分の一次判定を行う。 5 二次判定の実施 医療・保健・福祉の専門家で構成される「荒川区介護認定審査会」により最終的な要介護・要支援状態区分の審査判定を行う。 6 二次判定結果に基づき、保険者は要介護・要支援の認定を実施し、当該被保険者に通知する。				
経過	平成12年4月 介護保険制度開始（訪問調査は平成11年度から開始） 平成15年4月 認定調査の調査項目を85項目から79項目へ変更 平成16年4月 更新までの認定有効期間を最長2年間に延長 平成18年4月 要介護・要支援状態区分の要支援を見直し（旧要介護1を要支援2と要介護1に細分化） 調査項目を79項目から82項目へ変更 新規申請の訪問調査を原則直営化 平成20年4月 新規申請の訪問調査の直営化				
必要性	介護保険法の規定による必須の事業				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・訪問調査については、平成18年からの経過措置が終了したため、新規申請を原則区職員が実施。 ・区外等の遠方への調査の場合、調査場所の自治体もしくは市町村事務受託法人への委託を基本とする。 ・区分変更申請についても、区内および近隣自治体であれば原則区職員が行う。 ・更新申請と区外遠方の区分変更申請の場合、民間の居宅介護支援事業所等に委託する。 ・委託料は原則4,200円。ただし、委託先が調査対象者の入所（入院）する施設である場合は2,415円。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	92,284	98,864	108,832	103,442	106,873	118,994	119,827	
決算額（20年度は見込み）	81,439	91,746	99,585	80,172	95,954	99,899	119,827	
人件費				103,428	102,480	102,480		
【事務分担当量】（%）				1,200	1,200	1,200		
合計（+）	81,439	91,746	99,585	183,600	198,434	202,379	119,827	
国（特定財源）	38,865	41,719	46,191	0	0	0	0	
都（特定財源）								
その他（特定財源）	42,574	50,027	53,394	183,600	198,434	202,379	119,827	
一般財源								
実績の推移								
事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
審査件数	7,321	8,087	8,686	7,222	8,191	8,301		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
報酬	審査委員・調査員7名	28,598	審査委員・調査員7名	32,858	審査委員・調査員8名	39,544	
共済費	公務災害補償費負担	1,935	公務災害補償費負担	2,169	公務災害補償費負担	2,707	
報償費	審査会判定部会長会	350	審査会判定部会長会	335	審査会判定部会長会	560	
特別旅費	調査員旅費	4	調査員旅費	7	調査員旅費	288	
食糧費	食料費	4	食糧費	2	食糧費	4	
一般需用	一般需用	482	一般需用	661	一般需用	891	
役務費	役務費	40,943	役務費	40,499	役務費	48,624	
委託料	委託料	23,638	委託料	23,368	委託料	27,209	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	認定申請件数（件）	7,822	8,645	8,441	10,000		
	新任調査員研修受講者	71	42	58	80		
	現任調査員研修受講者	259	192	202	200		

（問題点・課題） （指標分析）	<p>要介護認定等の平準化・適正化のためには、訪問調査員の調査技術の確保が非常に重要である。そのため、東京都が実施している新任調査員研修以外にも区として調査員の調査技術の維持・向上の目的で研修を実施する必要がある。</p> <p>現在、荒川区内での訪問調査を行う調査員に対しては、事前に区が実施する新任調査員研修の受講を勧奨し、調査項目の再確認と調査実施上の注意点を指導している。また、すでに調査を委託している調査員についても定期的に現任調査員研修の受講を勧奨し、訪問調査時の調査基準の周知徹底や調査の精度、公平性、効率性のさらなる向上を図っていかねばならない。</p>
	<p>他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>訪問調査に用いる特記事項について、調査の要点を踏まえたものになるよう、より一層の工夫をしていく。また引き続き現任の調査員に対して研修を実施するほか、随時調査員の疑問に対応できる体制を確保していく。</p>	<p>調査内容の精度向上、平準化が図られる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	法に基づき区が直接実施することを原則とする、サービス利用上の必須事務事業である。

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	介護保険給付適正化計画の実施	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	<b>課長名</b>	林 輝生子
		<b>担当者名</b>	橋本 康昭	<b>内線</b>	2431
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	給付事務費（51-30-50-01）、認定事務費（51-25-50-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	19 年度	<b>根拠</b>		
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
<b>目的</b>	介護給付を必要とする受給者を適正に認定した上で、受給者が真に必要な適切なサービスを、事業者がルールに従って適正に提供するように促す。				
<b>対象者等</b>	保険者、介護サービス事業者、利用者				
<b>内容</b>	<p>介護給付の適正化は、平成12年の介護保険制度発足以降、制度の適正運営の観点から逐次取り組まれてきたが、厚生労働省は平成19年6月に「介護給付適正化計画に関する指針」を定め、平成20年度から22年度までの3か年を強化期間と位置づけた上で、あらためて都道府県及び保険者に対して適正化への取組を体系化した計画の策定を求めた。本事業は、荒川区が平成19年12月に策定した「荒川区介護給付適正化計画」に基づく取組を行うものである。</p> <p>【要介護認定の適正化】 要介護認定調査を委託した場合の調査結果の点検、審査会運営の適正化</p> <p>【ケアマネジメント等の適切化】 実地指導、ケアプラン点検、サービス事業者連絡会、新規登録事業者研修、住宅改修事前調査、福祉用具購入事前調査、利用者宅訪問調査 ～ については「事業者支援・指導事業」に再掲</p> <p>【サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化】 医療給付との突合点検、縦覧点検、介護給付費通知</p>				
<b>経過</b>	<p>平成14年度 給付費通知発送開始（年2回）</p> <p>平成16年度 給付適正化対応非常勤職員を配置</p> <p>平成18年度 実地指導等を本格実施</p> <p>平成19年度 荒川区介護給付適正化計画を作成 事業者説明会等適正化事業を開始、訪問介護・住宅改修・福祉用具パンフレット作成</p>				
<b>必要性</b>	要介護者の増加などに伴い介護サービス量の一層の増加が見込まれる中、制度の安定的な運営を確保するためには、各保険者等における介護費用や介護サービスの適正化に向けた取組が不可欠である。				
<b>実施方法</b>	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>介護保険課の事務分掌に準じて、「介護認定係：要介護認定の適正化」、「事業者支援係：ケアマネジメント等の適切化」、「介護給付係：サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化」とし、各係の事務事業の執行を通じて適正化の推進を図る。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額								
決算額（19年度は見込み）								
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（+）								
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源								
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	一人あたりの年間の給付額 (千円)	1,425	1,421	1,448	1,448		保険給付費/認定者数

（問題点・課題）	<p>介護給付の適正化に対する十分な認識を持っている事業者が少ない。 虚偽申請や不正請求など、介護事業運営自体が適正に行われていない事業者が見受けられる。 利用者に介護保険制度や給付適正化について十分浸透していない。</p>
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
認定調査票及び主治医意見書の内容の向上、認定審査会の審査レベルの向上等により、より精度の高い認定を行う。	給付限度額の基準を決定する要介護認定の精度を高めることが、給付の適正化に大きく寄与する。
介護事業者に対して、事業者説明会やケアプラン点検を通じて適正化の意識を徹底していく。また、東京都等と連携した事業者指導や監査を行い、給付費の返還や指定取消等に厳正に対処していく。	事業者が適正なサービスについて理解することで不適正なサービスが減り、給付と利用者負担が抑制される。また、事業者の法令遵守体制を確立することにより、介護保険制度への信頼性を確保する。
利用者訪問や住民説明会を通じて周知を図っていく。	利用者及び家族がサービスの適否を判断できるようになることにより、利用者本位のサービス提供の確保を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	介護保険を持続可能な制度として定着させるために必要な取組である。

議 会 要 質 問 状 況 質 問 状	H17.3定 適正化の事業内容、実績について H18.3定 要支援及び要介護1の認定者に対する福祉用具貸与について H19.2定 コムスン問題に対する対応策について、介護サービス事業者との連携強化について
------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	介護保険システム運用管理費	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	<b>課長名</b>	林 輝生子
		<b>担当者名</b>	矢代 由紀子	<b>内線</b>	2431
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	介護保険システム運用管理費（51-33-50-01） 一般会計繰出金（52-72-50-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	12 年度	<b>根拠</b>		
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
<b>目的</b>	介護保険システムの管理運営・保守等を行うことにより、受給者台帳管理、要支援・要介護者認定事務等を円滑に行う。				
<b>対象者等</b>	民間事業者（システム開発業者）				
<b>内容</b>	<p>介護保険システム管理運営費 介護保険システムの導入・運用・保守等に係る経費。22年度までの債務負担による5年間（18年度から22年度）の分割支払。 総額 115,327,920円（18年度：26,808,192円、19～22年度：22,129,932円/年）</p> <p>介護保険システム改修費 法改正等により必要になるシステム変更経費</p> <p>介護保険システムに係る庁内電子計算機運用管理費負担分 庁内の電子計算機運用管理費等を負担する情報システム課に、ホストコンピュータの介護保険システムに係る相当分を、運用等経費の負担分として、介護会計から一般会計に繰出し処理を行う。</p>				
<b>経過</b>	<p>平成12年 介護保険システム導入 平成18年 介護保険システムリプレイス 平成18年より管理運営費・改修費に係る経費については、業務主管課で予算計上。</p>				
<b>必要性</b>	介護保険運営にかかわる膨大な情報を管理運営していくには、システム化が必要である。				
<b>実施方法</b>	<p>（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>管理運営・保守等を委託（委託費用は内容のとおり）。 委託先：㈱日立製作所</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額	22,666	21,116	19,272	19,289	58,479	45,199	64,183	
決算額（20年度は見込み）	22,666	21,116	19,272	19,289	52,320	40,495	64,183	
人件費				862	854	854		
【事務分担量】（%）				10	10	10		
合計（+）	22,666	21,116	19,272	20,151	53,174	41,349	64,183	
国（特定財源）					4,977	1,583		
都（特定財源）								
その他（特定財源）	22,666	21,116	19,272	20,151	48,197	39,766	64,183	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>
	介護保険システム負担分	22,666	21,116	19,272	19,289	15,579	13,325	12,053
	介護保険システム管理運営費					36,741	27,170	52,130

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	システム管理運営委託	35,831	システム管理運営委託	26,390	システム管理運営委託	51,350
	賃借料	システム賃借料	910	システム賃借料	780	システム賃借料	780
	繰出金	システム負担分	15,579	システム負担分	13,325	システム負担分	12,053

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	システム障害回数	1	2	0	0	0	半日以上システムダウン生じた回数

（問題点・課題）	他システム（税情報、住民記録情報等）との連携があることから、個人情報の管理に十分留意する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
システムに不具合が生じた時の迅速な連絡体制をとれるようにしておく。	事務処理の停滞を避ける。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	事業実施上必要不可欠な手段である。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	介護保険制度の趣旨の普及	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	<b>課長名</b>	林 輝生子
		<b>担当者名</b>	中島 典子	<b>内線</b>	2431
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）</b>	趣旨普及費（51-35-50-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	12 年度	根拠		
<b>終期設定</b>	有 無	年度	法令等		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
<b>目的</b>	介護保険制度の仕組み、サービス内容、諸手続き等を、広く被保険者、区民及び事業者等に周知することにより、介護保険制度の適正な利用を促すことを目的とする。				
<b>対象者等</b>	第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40～65歳の医療保険加入者）、事業者等				
<b>内容</b>	1 介護保険小冊子の作成：介護保険周知用パンフレットの作成 2 区報特集号の作成：介護制度改正等（3年に一度） 3 荒川区ホームページの更新 4 区民説明会の開催 5 介護給付Q&Aの作成・改訂 6 介護事業者情報提供システムによる情報提供				
<b>経過</b>	平成13年度 区民説明会（26回・549人）、区報特集号掲載（9/24、2/11） 平成14年度 区民説明会（24回・819人）、区報特集号掲載（11/15、3/31）、介護保険周知用パンフレット改訂版作成 平成15年度 区民説明会（14回・585人）、介護保険活用読本作成 平成16年度 区民説明会（6回・251人）、訪問介護サービス適正利用周知用パンフレット作成 平成17年度 区民説明会（36回・1745人）、区報特別記事（10/21）、区報特集号掲載（12/22、3/31） 介護保険周知用パンフレット改訂版（平成17年10月改正対応） 平成18年度 区民説明会（21回・1000人）、介護保険周知用パンフレット作成 平成19年度 区民説明会（26回・1025人） 訪問介護サービス・福祉用具・住宅改修パンフレットの作成 平成20年度 介護事業者情報システムによる情報提供（9月予定）、区民説明会、介護保険周知用パンフレットの作成、区報作成予定 高齢者プラン策定とあわせて区報により周知				
<b>必要性</b>	被保険者、区民の介護保険制度に関する理解・認識を深め、適正な制度利用を促すために必要である。				
<b>実施方法</b>	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 介護事業者情報提供システム運用管理委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額		1,939	3,685	2,028	4,205	2,940	1,470	3,969
決算額（20年度は見込み）		1,773	2,637	244	3,442	693	941	3,969
人件費					98	2,562	854	
【事務分担量】（%）					30	30	10	
合計（+）		1,773	2,637	244	6,028	3,255	1,795	3,969
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）		1,773	2,637	244	6,928	3,255	1,795	3,969
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>14年度</b>	<b>15年度</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	周知用小冊子	693	周知用小冊子	941	周知用小冊子	2,000
委託料					介護事業者情報提供	1,969	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	介護保険説明会参加者数	1,745	1,000	1,025	2,000	-	17年度制度改正 20年度制度改正予定
	制度趣旨の認知度（％）	39.6			50.0	50.0%	高齢者生活状況調査中「サービス利用は契約に基づく」ことを知っている人の割合（3年毎調査）

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度は、利用者と事業者の契約に基づくものであり、利用者の介護保険制度への正しい理解は、制度の適正な運用のために必要不可欠である。しかし、平成12年度の制度発足以来、頻りに制度改正が行われているため、正しい理解を深めることが難しい。</li> <li>・介護事業者情報提供システム（平成20年9月稼働予定）の運用について、迅速な情報更新が行われるよう、事業者に対する意識付けが必要である。</li> </ul>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 22 区                      未実施 0 区 ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民説明会やパンフレット等による趣旨普及等の実施：22区</li> <li>・介護事業者情報提供システム（U-WINS）導入区：12区</li> </ul>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
パンフレット、広報誌、ホームページ等の構成を工夫し、迅速かつわかりやすい情報提供に努める。	制度を正しく理解してもらうことにより、適切なサービス利用に繋げていく。
介護事業者情報提供システムの運用にあたっては、情報が定期的に更新されるよう区から積極的に働きかける。	システムを効果的に運用し、サービス利用者の利便性の向上に繋げていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	区において制度を適正に実施するため、必要不可欠である。

況議 （要質 ）問 状	
----------------------	--



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	介護保険運営協議会の運営	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	橋本 康昭	内線	2431
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	運営協議会費（52-26-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	荒川区介護保険運営委員会設置要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険事業計画に関する事項および介護保険事業の運営に関する重要な事項について、被保険者その他の関係者の意見を取り入れる。				
対象者等	委員構成：20名以内（学識経験者（2名）、地域医療関係者（4名）、福祉関係者（5名）、被保険者代表（5名）、費用負担関係者（1名）、区議会議員（2名）、区職員（1名））				
内容	<p>介護保険事業の運営に関し、介護保険事業計画の進行管理や改定等について、区長に意見や助言等を述べる「荒川区介護保険運営協議会」を設置し、運営する。</p> <p>年2～5回開催する。期日については、適切な日程を設定し、実りある論議のため十分な情報提供や論点の整理を行う。</p> <p>第3期介護保険事業計画期間（平成18年度～平成20年度）の主な審議内容</p> <p>(1) 第四期高齢者プランの策定について                  (2) 地域密着型サービス事業者の指定について                  (3) 区民の負担能力に配慮した保険料の段階区分、料率の見直しについて                  (4) 日常生活圏域、地域包括支援センター、地域支援事業について                  (5) 介護保険制度の改正点について                  (6) 介護保険事業の充実、改善方法について</p>				
経過	平成12年度 2回開催（H12.11/14、H13.3/19） 平成13年度 2回開催（H13.9/11、H14.3/18） 平成14年度 5回開催（H14.5/23、7/25、10/25、H15.2/7、3/24） 平成15年度 2回開催（H15.9/10、H16.3/29） 平成16年度 2回開催（H16.10/19、H17.3/24） 平成17年度 4回開催（H17.8/31、12/5、H18.1/18、3/15） 平成18年度 3回開催（H18.6/13、11/14、H19.3/16）、要綱改正（分掌、委員構成拡充等） 平成19年度 3回開催（H19.7/5、11/20、H20.3/24） 平成20年度 5回開催予定				
必要性	国の指針により、介護保険事業計画の策定や地域包括支援センター、地域密着型サービスの運営等については、学識経験者、保健医療関係者、被保険者代表者、費用負担関係者等の協力を得て、地域の実情に応じたものとする事とされており、本協議会の設置は不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 介護保険事業計画の計画期間ごとに組織し、委員の任期は、計画期間の末日までとする。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	919	318	453	778	468	679	848	
決算額（20年度は見込み）	240	598	254	500	449	431	848	
人件費				3,448	1,708	1,708		
【事務分担量】（%）				40	20	20		
合計（+）	598	254	267	3,948	2,157	2,139	848	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	598	254	267	3,948	2,157	2,139	848	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	運営協議会開催回数（回）	5	2	2	5	3	3	5

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	運営協議会委員謝礼	443	運営協議会委員謝礼	425	運営協議会委員謝礼	796
	食糧費	運営協議会賄	6	運営協議会賄	6	運営協議会賄	11
	使用料	協議会会場使用料	0	協議会会場使用料	0	協議会会場使用料	41

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	運営協議会出席率（％）	69	93	95	100	100	出席率 / 定数

（問題点・課題分析）	介護保険事業計画や介護保険事業の運営に、被保険者その他の関係者の意見を取り入れ、地域に根ざした事業展開を図る。
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
高齢者施策と連動した適正な介護保険事業の推進について、周知に関わる協力を要請する。	区民の適正な介護保険事業運営に対する理解を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	国の指針に基き設置するものであり、制度の適正な運用を行う上で必要である。

況（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

<b>事務事業名</b>	在宅介護・施設介護サービス費	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	<b>課長名</b>	林 輝生子
		<b>担当者名</b>	矢代 由紀子	<b>内線</b>	2431
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）</b>	居宅介護サービス等給付費（51-50-50-01）、介護支援サービス等給付費（51-55-50-01）、施設介護サービス等給付費（51-60-50-01）、審査支払手数料（51-75-50-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（ 20年度 19年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	12 年度	<b>根拠</b>	介護保険法	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
<b>目的</b>	要介護者等が介護保険サービスを受けた場合それらに係る介護サービス等給付費を支給することにより、要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。				
<b>対象者等</b>	要介護・要支援認定者（施設介護サービスは要介護者のみ） 居宅介護サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設 東京都国民健康保険団体連合会				
<b>内容</b>	1 給付の種類 介護保険法第40条、第52条のとおり [主な種類]訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、短期入所生活介護、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設など  2 給付の流れ 要介護等認定者が事業者（施設）と契約を締結する ケアプランに基づき事業者等がサービスを提供 利用者は介護サービス費の1割分を事業者等に支払う（ケアプランの作成は自己負担なし） 事業者等は残りの9割分（ケアプラン作成は10割）を東京都国民健康保険団体連合会に請求 東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に支払う額を審査し、区に請求 区は東京都国民健康保険団体連合会に請求額を支払う 東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に請求額を支払う				
<b>経過</b>	平成15年 4月 報酬改定（ 2.3%：在宅0.1%、施設 4.0%） 平成17年10月 施設サービス利用の食費・居住費自己負担化、報酬改定（ 2.4%：施設 4%） 平成18年 4月 要介護状態区分の変更（6区分 7区分）、報酬改定（ 0.5%：在宅 1%、施設±0%）				
<b>必要性</b>	介護保険法の規定により必須の事業である				
<b>実施方法</b>	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 支払業務を東京都国民健康保険団体連合会に委託して実施。 （審査件数 1件あたり@95円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	7,556,545	8,410,006	9,268,115	9,519,520	9,646,109	10,311,806	9,989,898	
決算額（20年度は見込み）	7,244,288	8,386,175	9,117,930	9,629,173	9,383,592	9,765,827	9,989,898	
人件費				2,586	2,562	2,562		
【事務分担量】（%）				30	30	30		
合計（ + ）	7,244,288	8,386,175	9,117,930	9,631,759	9,386,154	9,768,389	9,989,898	
国（特定財源）	1,707,451	2,127,106	2,272,848	4,184	2,178,636	2,251,176	2,293,155	
都（特定財源）	915,782	1,044,303	1,148,517	1,183,547	1,356,167	1,388,325	1,449,995	
その他（特定財源）	4,621,055	5,214,766	5,696,565	8,444,028	5,851,351	6,128,888	6,246,748	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	65歳以上人口（第1号被保険者数）	37,717	38,554	39,324	40,308	41,370	42,308	
	要支援・要介護認定者数	5,290	5,932	6,506	6,889	6,991	6,921	
	介護保険料（基準月額：円）	2,963	3,244	3,244	3,244	4,428	4,428	4,428
	審査支払件数（件）	131,777	150,834	164,974	176,850	180,787	219,696	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	負担金補助	在宅介護サービス	5,507,349	在宅介護サービス	5,820,821	在宅介護サービス	5,987,805
	負担金補助	介護サービス計画	528,872	介護サービス計画	532,121	介護サービス計画	559,901
	負担金補助	施設介護サービス	3,330,196	施設介護サービス	3,395,465	施設介護サービス	3,422,835
	委託料	審査支払手数料	17,175	審査支払手数料	17,420	審査支払手数料	19,357

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	認定者1人当たりの給付額 (千円)	1,398	1,342	1,369	1,368	1,300	決算額/当該年度未認定者数
	要介護度2以上の認定者数に対する施設利用者等の割合(%)	48.6%	45.0%	43.6%	41.0%	37.0	37%以下とする(17年度国指針) 各年度3月末実績
	重度介護者の施設サービスの利用率(%)	68.0	66.5	66.0	70.0	75.0	重度要介護者(要介護4・5)

(問題点・課題) 指標分析	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
介護が必要となる前の段階から、生活機能の低下を予防し、生活機能全体の向上を通じて、健康でいきいきとした生活を営むことができるよう、介護予防事業を推進する。	過剰な給付を抑制する。
可能な限り自宅で生活できるように在宅サービスの充実を図り、施設サービスについては、常時介護が必要な重度の要介護者に重点化し、民間事業者の誘致を含め、計画的に整備をしていく。	より必要性の高い重度の要介護者(要介護4・5)が利用しやすい環境整備を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	制度の根幹であり、事業規模を測る目安である。

議 会 要 質 問 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H16.1定 介護給付費の伸び等の見直し及び地域特性に応じた抑制策と独自のサービスについて</li> <li>・H16.4定 介護給付費の伸び等の予測とその対応策について</li> <li>・H17.2定 介護度の低い人にも必要なヘルパー派遣等の打ち切りを行わないこと</li> <li>・H18.3定 軽度者への福祉用具貸与の見直しについて、施設入所者への負担軽減策について</li> </ul>
----------------------------	---

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	福祉用具購入費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	土田 綾子	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	福祉用具購入費（51-65-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 12 年度	根拠	介護保険法第44・52・56条		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	居宅の要介護等認定者が、入浴又は排泄の用に供する福祉用具その他厚生労働大臣が定める「特定福祉用具」を購入した場合、それらに係る福祉用具購入費を支出し、利用者の負担軽減を図ることを目的とする。				
対象者等	要介護等認定者 福祉用具給付券取扱事業者				
内容	<p>1 対象となる福祉用具：腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具（都道府県指定特定福祉用具販売業者で購入したもの）</p> <p>2 限度額：年度10万円を限度額とし、利用者はその1割を支払う。</p> <p>3 給付の流れ</p> <p>（1）給付券方式：利用者は福祉用具購入前に区に給付券を申請 区は利用者に給付券を発行 利用者は福祉用具給付券取扱登録事業者に給付券を提示し利用者負担額を支払い、福祉用具を購入 福祉用具給付券取扱登録事業者は区に保険給付額を請求 区は福祉用具給付券取扱登録事業者に請求額を支払う</p> <p>（2）償還払い方式：利用者は福祉用具購入後に区に申請 区は申請に基づき利用者に保険給付額を支払う</p>				
経過	平成18年4月 福祉用具販売事業者指定制度導入（福祉用具販売を行うにあたり都道府県の指定が必要となる） 平成18年4月 移動用リフトの吊り具を購入できる対象者が要介護2以上となる（移動用リフト本体の貸与の対象者が要介護2以上であることが要件になったことに伴う）				
必要性	介護保険法により必須の事業				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【給付券方式】 給付券発行兼支給申請書受理 給付券及び完了届けを利用者に送付（申請日から1週間～10日以内） 利用者が福祉用具購入後、事業者の請求書と利用者の完了届を受理。月毎にまとめて事業者に対して支払を行う。</p> <p>【償還払い方式】 福祉用具購入費支給申請書申請書受理 月毎にまとめて、利用者に対して支払を行う。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	20,926	24,265	23,968	23,500	26,503	27,250	23,563	
決算額（20年度は見込み）	19,548	24,265	22,379	23,295	23,184	25,527	23,563	
人件費				7,757	5,124	5,978		
【事務分担量】（%）				90	60	70		
合計（+）	19,548	24,265	22,379	31,052	28,308	31,505	23,563	
国（特定財源）	4,599	5,729	5,579	5,801	5,854	6,329	5,882	
都（特定財源）	2,472	2,819	2,824	2,912	2,898	3,191	2,945	
その他（特定財源）	12,477	15,717	13,976	22,339	19,556	21,985	14,736	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	腰掛便座	286		287	301	304	313	
	特殊尿器	6		3	7	4	2	
	入浴補助用具	583		569	667	607	788	
	簡易浴槽	0		0	0	0	0	
	移動用リフトの吊り具	2		1	2	2	2	
	要支援1	33	45	47	46	27	53	
	要支援2					47	123	
	経過的要介護					19	0	
	要介護1	233	239	198	255	160	119	
	要介護2	193	186	160	177	142	159	
	要介護3	128	165	142	175	189	227	
	要介護4	93	128	132	118	141	131	
	要介護5	36	45	49	45	37	58	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	福祉用具購入費	23,184	福祉用具購入費	25,527	福祉用具購入費	23,563

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	給付券方式の申請書受理件数比率（％）	45.8	45.2	51.0	52.7	60.0	給付券方式の申請書受理件数 / 年間福祉用具支給申請受理件数
	給付券取扱事業者比率（％）		92	100	100	100.0	給付券取扱事業者数 / 荒川区内都数指定福祉用具販売事業者数

（問題点・課題）	給付券方式を利用した場合のサービス利用者のメリット（負担軽減）について、ケアマネジャー等に十分周知されていない。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
給付券方式を利用した場合のサービス利用者のメリットについて、ケアマネジャー等により一層周知していく。	福祉用具購入費の支出の適正な執行を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	法に基づく必須業務であり、利用者サービスに直接関わるものである。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	住宅改修費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	加藤 美喜子	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	住宅改修費（51-70-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	介護保険法第45条、第57条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	居宅の要介護者が、厚生労働大臣の指定する住宅改修を行う際に保険給付をすることにより、要介護者の日常生活の負担軽減を図ることを目的とする。				
対象者等	要介護・要支援認定者				
内容	<p>1 対象となる住宅改修：サービス利用者本人が現に生活している住宅（自宅）の手すりの取付け、床段差の解消、すべりの防止、引き戸等への取替え、洋式便座等への取替え及びこれらに付帯して必要な工事</p> <p>2 限度額：1住宅あたり20万円を限度額とし、利用者はその1割を支払う</p> <p>3 給付の流れ</p> <p>（1）給付券方式（原則）</p> <p>利用者は住宅改修工事を行う前に区に申請              区は利用者へ給付券を発行              利用者は住宅改修給付券取扱登録事業者へ給付券を渡し、工事完了後に利用者負担額（1割分）を支払う              住宅改修給付券取扱登録事業者は工事完了後に区に保険給付額を請求              区は住宅改修給付券取扱登録事業者に請求額を支払う</p> <p>（2）償還払い方式</p> <p>利用者は事前に住宅改修工事を申請              利用者は住宅改修工事完了を区に届出              区は申請に基づき利用者へ負担額を支払う              償還払い方式については、下記の場合のみ利用できる。</p> <p>・サービス利用者本人が自宅で生活していない（入院中など）が、帰宅予定が明確であり、また、帰宅までに工事を行わなければならない合理的な理由がある場合。              ・区外の工事業者を利用する場合。（区内業者については、すべて給付券で対応。）</p>				
経過	平成13年4月 給付券方式による受領委任払いの取扱いを開始 平成18年4月 償還払い方式事前申請制度開始				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 支払方法（給付券方式）・・・区独自事業 事業者からの工事完了届出及び請求後、翌月末に事業者へ支払う （償還払い方式）利用者からの工事完了届出後、翌月末までに区が利用者へ支払う				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額	69,641	71,960	73,070	79,692	80,894	95,122	64,582	
決算額（20年度は見込み）	68,541	69,202	72,483	78,569	64,029	67,380	64,582	
人件費				7,326	5,978	7,686		
【事務分担量】（%）				85	70	90		
合計（+）	68,541	69,202	72,483	85,895	70,007	75,066	64,582	
国（特定財源）	16,124	20,087	18,068	19,644	16,167	16,677	16,119	
都（特定財源）	8,666	9,883	9,146	10,056	8,004	8,432	8,073	
その他（特定財源）	43,751	39,232	45,269	56,195	45,836	49,957	40,390	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	手すりの取付け	499	495	557	650	564	625	
	床段差解消	194	145	153	178	124	160	
	滑り止めの防止	70	47	51	35	50	34	
	引き戸等への取替え	76	63	74	66	53	68	
	洋式便座等への取替え	87	89	97	96	77	70	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	住宅改修費	64,029	住宅改修費	67,380	住宅改修費	64,582

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	給付券方式の申請書受理件数 比率（％）	53.1%	55.5%	68.3%	70.0%	80.0%	給付券方式の申請書受理件数 / 年間受理 件数（全）

（問題点・課題）	給付券方式を利用した場合のサービス利用者のメリット（負担軽減）について、ケアマネジャー等に十分周知されていない。
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
給付券方式を利用した場合のサービス利用者のメリットについて、ケアマネジャーや施工業者等により一層周知していく。	住宅改修費の支出の適正な執行を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	法に基づく必須業務であり、利用者サービスに直接関わるものである。

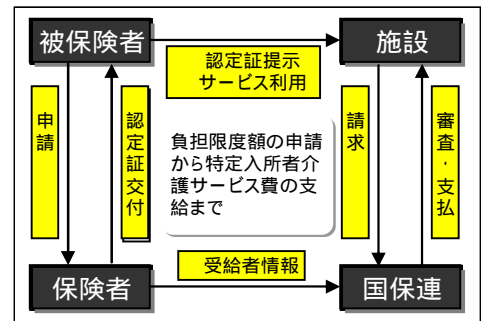
況議（要旨）	
--------	--



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）	部課名 担当者名	福祉部介護保険課 矢代 由紀子	課長名 内線	林 輝生子 2431
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	特定入所者介護サービス等費(51-77-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠法令等	介護保険法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	区民税世帯非課税等の低所得者について、施設サービス、短期入所サービスの利用に係る負担を軽減する。				
対象者等	要介護・要支援認定者で、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者 居宅介護サービス事業者、介護保険施設 東京都国民健康保険団体連合会				
内容	<p>要介護・要支援認定者のうち、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者であって、施設サービス等で食費・居住費等に係るサービスを受けた場合、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分を特定入所者介護サービス費として支給する。</p> <p>(1) サービスの種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険施設の食費・居住費</li> <li>・短期入所生活（療養）介護に係る食費・滞在費</li> </ul> <p>(2) 給付の流れ</p> <p>要介護・要支援認定者は区に負担限度額認定の申請をする 利用者負担第1～3段階の被保険者に対して認定証を交付 被保険者は国保連に負担限度額の受給者情報を提供 被保険者はサービスを受ける事業所に認定証を提示 事業者は認定証を確認し、負担限度額の範囲内で支払を受ける 事業者は国保連に特定入所者介護サービス費を請求 国保連は請求内容を受給者情報と突合し、審査・支払を行う</p>				
経過	平成17年10月 介護保険制度一部改正で、施設サービス（ショートステイを含む）利用の際の食費・居住費等が原則自己負担となったことにより事業新設				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業				
実施方法	( 2一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 審査支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託 (審査件数1件あたり@95円)				



予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額				123,668	288,311	328,225	286,176	
決算額(20年度は見込み)				119,339	285,977	284,655	286,176	
人件費				2,586	854	854		
【事務分担量】(%)				30	10	10		
合計(+)	0	0	0	121,925	286,831	285,509	286,176	
国(特定財源)				29,719	58,624	57,151	57,839	
都(特定財源)				14,917	49,329	48,994	49,364	
その他(特定財源)				77,289	178,878	179,364	178,973	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	利用件数(件)				4,402	10,543	10,576	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助	特定入所者介護サービス費	285,977	特定入所者介護サービス費	284,655	特定入所者介護サービス費	286,176

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	負担限度額認定証交付件数	1,076	1,189	1,118	1,140	-	

（問題点・課題分析）	平成18年の法改正により、食費・居住費等が全額自己負担になったことに伴い、低所得者の過重負担を軽減する給付としての重要性を増している。今後も本給付の利用について、利用者及び事業者さらに周知していく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容
	事業者説明会などを通じて、利用者、事業者（ケアマネジャー等）に周知していく。
	改善により期待する効果
	必要な方に確実に利用していただく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	法に基く必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート(平成20年度)

No1

事務事業名	高額介護サービス費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	村田 英明	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	高額介護サービス費等(51-80-50-01)				
事務事業の種類	新規事業(20年度 19年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	12年度	根拠法令等	介護保険法第176条	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	要介護・要支援認定者が利用した介護サービス及び施設サービス等の費用が一定の上限額を超えた場合に、超過分を支給することによって自己負担の軽減を図ることを目的とする。				
対象者等	高額介護サービス等費に該当する要介護・要支援認定者				
内容	<p>1 自己負担上限額 生活保護の被保護者・区民税世帯非課税者の老齢福祉年金受給者...15,000円/月 区民税世帯非課税者(所得金額等が80万円以下)...15,000円/月 区民税世帯非課税者(所得金額等が80万円を超える)...24,600円/月 一般...37,200円/月</p> <p>2 給付の流れ サービスの提供 事業所からの請求 国保連の審査 介護保険電算システムによる該当者の抽出 該当者に申請を勧奨する。(サービス提供月のおよそ翌々月) サービス利用者の申請に基づき、区が支給決定を通知し、支給する。 2回目以降は、の申請は省略し支給決定通知のみを送付し、支給金額は登録済みの口座に振り込む。</p> <p>3 支給方法 毎月支給処理(振込)を行う。 (1,000円未満の小額支給については保留し、1,000円以上となった時点で支給する。)</p> <p>例)区民税世帯非課税の老齢年金受給者で、介護保険によるサービスを20万円分利用した場合</p> <p>負担上限(15,000円)</p> <p>5,000円を高額介護サービス費として払い戻し</p>				
経過	平成13年10月 高額介護サービス費支給の開始 平成15年 4月 申請時領収書確認の廃止 平成17年10月 自己負担上限額の見直し、2回目以降の申請省略				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業				
実施方法	( 2一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 生活保護受給者分の審査・支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託。 (審査件数1件あたり@95円)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	55,940	71,859	83,957	113,312	180,815	192,325	187,254	
決算額(20年度は見込み)	55,250	71,859	83,172	112,598	180,044	190,369	187,254	
人件費				3,448	5,124	7,686		
【事務分担量】(%)				40	60	90		
合計(+)	55,250	71,859	83,172	116,046	185,168	198,055	187,254	
国(特定財源)	12,997	16,192	20,732	28,041	45,459	47,193	46,739	
都(特定財源)	6,986	7,966	10,495	14,075	22,506	23,796	23,407	
その他(特定財源)	35,267	47,701	51,945	73,930	117,203	127,066	117,108	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	生活保護の被保護者等(基準額15,000円)	1,621件	1,940件	2,550件	3,204件	3,451件	3573件	
	区民税世帯非課税で年収80万円以下(基準額15,000円)	5,750件	6,533件	7,381件	1,976件	10,088件	10,428件	
	区民税世帯非課税で年収80万円超(基準額24,600円)				7,467件	2,797件	2,535件	
	一般(基準額37,200円)	1,059件	1,719件	1,735件	1,634件	1,650件	1,828件	

事務事業分析シート(平成20年度)

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)		
負担金	高額介護サービス費等	180,044	高額介護サービス費等	190,369	高額介護サービス費等	187,254	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値(22年度)	
	高額介護支給件数 (単位:件)	14,281	17,986	18,364	18,731		

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者の過重負担を軽減する給付としての重要性を増しているため、利用者及び事業者にさらに周知していく必要がある。</li> <li>・毎月支給処理を行うことにより、申請から支給までの期間が比較的短く済むことや、継続的にサービスを利用する者の負担が軽減できるといった利点がある反面、振込毎に手数料がかかるという点や、窓口で現金払いする際の事務処理が煩雑になるなどの問題がある。</li> </ul>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
事業者説明会などを通じて、利用者、事業者(ケアマネジャー等)に周知していく。	必要な方に確実に利用していただく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである。

議会議況(要旨)	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	介護保険事業特別会計の管理	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子				
		担当者名	矢代 由紀子	内線	2431				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	介護保険事業特別会計繰出金（19-84-50-01）財政安定化基金拠出金（52-08-50-01）、財政安定化基金償還金（52-16-50-01）、介護給付費準備基金積立金（52-26-50-01）、償還金（52-40-50-01）、一般会計繰出金（52-72-50-01）、予備費（52-88-50-01）								
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業					
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	介護保険法第147条、荒川区介護保険給付準備基金条例、介護給付費負担金交付要綱等				
終期設定	有	無	年度	法令等					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画				
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]							
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]							
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]							
目的	介護保険事業特別会計の安定的な運営を行うことを目的とする。								
対象者等									
内容	<p>（1）介護給付費準備基金積立金 事業計画期間中（3ヵ年）の財政収支の安定化を図るため、区に設置することとされている。2,3年目と比較して支出が抑制されると予想される1年目の第1号保険料の余剰金を基金に積み立て、必要に応じてこれを取り崩し介護給付費の支払費用に充てる。</p> <p>（2）財政安定化基金拠出金・財政安定化基金償還金 給付の見通しを上回って生じた給付費の増や、通常の徴収努力を行ってもなお生じた保険料の未納による介護保険財政の赤字について、介護給付費準備基金を取り崩しても補うことができない場合、その資金の交付・貸付金を都道府県が区市町村に対して行う制度である。 ・基金への拠出金については、国、都道府県、区（第1号被保険者の保険料を充当）で1/3ずつ負担する。 ・拠出率 標準給付費等の0.3/1000（平成17年度までは1/1000） 荒川区においては、第2期（平成17年度）に借り入れを行ったため、第3期に償還中。</p> <p>（3）償還金・一般会計繰出金（繰り戻し） 当該年度において、負担金等を実績見込額で申請し、翌年度に見込額と実績額との超過金の精算を行う。 〔介護給付費に対する国・都・区・社会保険診療報酬支払基金の負担割合〕  <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>居宅給付費</td> <td>国庫負担金 25%（うち財政調整交付金分 5%）、都負担金 12.5%、区負担金（介護事業特別会計繰出金）12.5%、社会保険診療報酬支払基金 31%</td> </tr> <tr> <td>施設等給付費</td> <td>国庫負担金 20%（うち財政調整交付金分 5%）、都負担金 17.5%、区負担金（介護保険事業特別会計繰出金）12.5%、社会保険診療報酬支払基金 31%</td> </tr> </table> </p> <p>（4）予備費</p>					居宅給付費	国庫負担金 25%（うち財政調整交付金分 5%）、都負担金 12.5%、区負担金（介護事業特別会計繰出金）12.5%、社会保険診療報酬支払基金 31%	施設等給付費	国庫負担金 20%（うち財政調整交付金分 5%）、都負担金 17.5%、区負担金（介護保険事業特別会計繰出金）12.5%、社会保険診療報酬支払基金 31%
居宅給付費	国庫負担金 25%（うち財政調整交付金分 5%）、都負担金 12.5%、区負担金（介護事業特別会計繰出金）12.5%、社会保険診療報酬支払基金 31%								
施設等給付費	国庫負担金 20%（うち財政調整交付金分 5%）、都負担金 17.5%、区負担金（介護保険事業特別会計繰出金）12.5%、社会保険診療報酬支払基金 31%								
経過									
必要性	介護保険法の規定により必須の事業								
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）								

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	132,112	111,053	59,085	70,288	265,015	307,748	212,241	
決算額（20年度は見込み）	92,753	20,952	26,481	63,538	264,304	299,922	212,241	
人件費				4,310	2,562	2,562		
【事務分担量】（%）				50	30	30		
合計（+）	92,753	20,952	26,481	67,848	266,866	302,484	212,241	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	92,753	20,952	26,481	63,538	264,304	299,922	101,755	
一般財源	0	0	0	0	0	0	110,486	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	財政安定化基金拠出率（%）	0.50	0.10	0.10	0.10	0.03	0.03	0.03
	財政安定化基金借入額（千円）	0	0	0	109,963	0	0	0
	財政安定化基金償還額（千円）					37,509	36,654	36,654
	介護給付準備基金残高（千円）	493,120	411,749	225,858	0	13,087	123,082	
	償還金（国・都・基金）	54,651	1,411	15,039	40,592	76,815	99,515	
	償還金（一般会計繰戻金）				10,694	125,227	23,020	
予備費充当件数			1	4	2	2		

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	操出金	介護給付費操出金	1,248,447	介護給付費操出金	1,269,659	介護給付費操出金	1,318,934
	その他の操出金	436,695	その他の操出金	414,744	その他の操出金	534,576	
	地域支援事業操出金	32,506	地域支援事業操出金	39,396	地域支援事業操出金	51,243	
積立金	基金積立金	13,087	基金積立金	121,221	基金積立金	122,539	
負担金補助	財政安定化基金拠出金	3,047	財政安定化基金拠出金	3,048	財政安定化基金拠出金	3,048	
償還金	財政安定化基金償還金	36,655	財政安定化基金償還金	36,654	財政安定化基金償還金	36,654	
	償還金(国・都・基金)	76,815	償還金(国・都・基金)	99,514	償還金(国・都・基金)	40,000	
	償還金(一般会計繰戻金)	125,227	償還金(一般会計繰戻金)	36,770	償還金(一般会計繰戻金)	0	
予備費	予備費	9,473	予備費	2,715	予備費	10,000	

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標							
標							
標							

(問題点・課題 指標分析)	
他区の実 施状況	( 実施 22 区 未実施 0 区 )

問題点・課題の改善策検討	
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果
	平成21年度から始まる第4期介護保険事業計画に沿った適正な事業実施に努める。
	計画期間の収支のバランスをとることにより、次期計画期間の保険料への影響を抑えることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基づく必須事務事業である。

議 会 質 問 状 況 ( 要 旨 )	
--	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	住宅改修理由書作成経費の助成	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	加藤 美喜子	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	(地域支援事業) その他事業費（53 - 77 - 50 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（ 20年度 19年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	介護保険法第115条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険事業における住宅改修費の申請に際し、住宅改修理由書を作成した介護支援専門員（ケアマネジャー）等が、その申請者に対し居宅介護支援サービス（ケアプラン作成）を行っていない場合に限り、所属する指定居宅介護支援事業者に対して理由書作成経費の一部を助成することにより、住宅改修の一層の促進を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険住宅改修費支給に係る住宅改修理由書を作成した指定居宅介護支援事業者(介護支援専門員)等				
内容	<p>助成対象事業 介護保険事業における住宅改修費支給に係る理由書の作成 ただし、利用者が、当該住宅改修工事について、住宅改修費の支給を受けていることを条件とする。 まだ支給を受けていない、または結果として支給を受けられなかった住宅改修費支給申請に係る理由書本事業の対象とならない。</p> <p>助成金額 1件につき2,000円</p>				
経過	<p>平成12年4月 介護保険法施行時から実施。 平成15年4月 助成対象を居宅介護支援サービスを受けていない要介護者等に対する理由書作成のみとすることに変更 平成18年4月 介護保険法改正に伴う地域支援事業の創設により、地域支援事業（任意事業）として実施。</p>				
必要性	サービス計画を立てていない利用者（ケアマネジャーの介護報酬が算定できない）の住宅改修の円滑な実施のため、必要不可欠である。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	1,528	1,096	402	160	158	138	100	
決算額（20年度は見込み）	660	196	138	100	102	138	100	
人件費				431	854	854		
【事務分担量】（%）				5	10	10		
合計（ + ）	660	196	138	531	956	992	100	
国（特定財源）	330	98	69	50	41	56	41	
都（特定財源）	165	49	34	25	21	28	21	
その他（特定財源）	165	49	35	456	894	908	38	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移								
事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
助成件数（件）	330	98	69	50	51	63		

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	理由書作成費助成	102	理由書作成費助成	138	理由書作成費助成	100

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	助成件数（件）	50	51	63	60	80	

（問題点・課題）	サービス利用者やケアマネジャー等に制度の趣旨が十分に理解されていない。
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定居宅介護支援事業者（介護支援専門員）等に対して、制度の趣旨の十分な理解を促す。	利用者の住宅改修の円滑な実施を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	介護保険制度を補う国の補助事業である。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--



# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	事業者支援・指導事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	岩田 小夜子	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	給付事務費（51-30-50-01）、介護給付費等費用適正化事業費（53-63-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	介護保険法
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護サービス事業者が、介護保険法に定める運営基準等を遵守し、要介護者等の尊厳の保持と自立した日常生活の実現に必要なサービス基盤を構築するために必要な情報の提供、知識の付与、技術的助言・指導を行う。				
対象者等	介護保険サービス事業者、被保険者、利用者及びその家族				
内容	以下の事業者支援及び指導に関する取組により、利用者への質の高いサービスを提供する事業者を育成し、もって介護サービス基盤の安定化を図る。 1 事業者連絡会・・・全体会、居宅介護支援、訪問介護、通所介護、地域密着型サービス、介護予防事業者を対象とした連絡会の開催 2 新規登録事業者研修・・・区内に新たに介護サービス事業所を開設した者を対象とした基礎研修の実施 3 事業所訪問相談・・・サービス事業所からの依頼に基づく訪問相談の実施 4 地域密着型サービス事業所の指定及び指導・・・法に基づく区内外の事業所指定及び運営指導等 5 実地指導・・・介護事業所において運営基準の遵守、ケアマネジメントの実施状況、報酬請求の適否等に関する指導（平成18年度からの3か年で区内全事業者に対して実施） 6 集団指導・・・会場を設定し、集団により趣旨普及、法改正の内容、実地指導結果に基づく技術的助言等を目的とした指導（サービス種別等により事業者を分類し、必要に応じて適宜実施） 7 ケアプラン点検・・・適正なプランになっているか個別のケアプランにより点検。 当面は、実地指導時に併せて実施。				
経過	平成18年度	実地指導等の本格実施、地域密着型サービス事業所の指定開始			
	平成19年度	介護保険課による事業者連絡会の開催、介護給付Q & Aの作成等			
	平成20年度	組織改正により、介護保険課に事業者支援係を新設			
必要性	制度改正等を踏まえ法令遵守を徹底させ、事業者が提供するサービスの質を確保する。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額					10,483	8,197	8,178
	決算額（20年度は見込み）					7,315	7,624	8,178
	人件費					14,091	5,551	
	【事務分担当】（%）					165	65	
	合計（+）	0	0	0	0	21,406	13,175	8,178
	国（特定財源）					19	27	53
	都（特定財源）					9	13	26
その他（特定財源）					21,378	13,135	8,099	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	全事業者連絡会							3回
	講習・研修開催回数							5回
	事業者数					268	252	253

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤職員報酬（3名）	6,555	非常勤職員報酬（3名）	6,659	非常勤職員報酬（3名）	7,038
	共済費	公務災害補償経費	712	公務災害補償経費	895	公務災害補償経費	1,004
	特別旅費	非常勤職員旅費	2	非常勤職員旅費	4	非常勤職員旅費	6
	報償費	研修講師謝礼	46	研修講師謝礼	66	研修講師謝礼	130

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	連絡会開催回数				30		
	実地指導件数		93	70	90		3カ年で全事業所（約250ヶ所）の実地指導を行う。
	事業所訪問相談				20		

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度に法改正（事業者規制）があった。今年度においては今後も制度改正が予想されるため、事業者説明会や集団指導を通じてその趣旨や内容を周知するとともに、法令遵守を徹底させる必要がある。</li> <li>・実地指導において、ケアマネジメントの適切化や介護報酬請求の適正化にかかる指導を行い、介護給付の適正化（06-04-06）を一体的に推進していく必要がある。</li> </ul>
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区が指定する地域密着型サービス事業所が地域に根ざした運営や取組ができるよう支援する。	地域との連携を図ることにより、要介護者が住み慣れた地域で日常生活を営む環境が整備される。
国の指導を踏まえた指導を継続させ、必要に応じて監査を行う。	不適正な事業者の排除をするとともに、介護事業運営の適正化が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	重点的に推進	介護保険サービスの基盤整備を図る上で非常に重要な事業である。

議会議決要旨	<p>平成17年 3定 適正化の事業内容、実績について</p> <p>平成19年 2定 介護サービス事業者との連携強化について、コムスン問題に対する対応策について</p>
--------	---

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	地域包括支援センター事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	野本 裕之	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	特定高齢者把握事業費(53-07-75-01) 介護予防ケアマネジメント事業費(53-42-50-01)、総合相談事業費(53-49-50-01) 包括的・継続的マネジメント事業費(53-56-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	介護保険法
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区地域包括支援センター事業実施要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	介護保険の被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、地域包括支援センター事業を実施する。				
対象者等	原則として65歳以上の者並びにその家族及び親族				
内容	1 介護予防ケアマネジメント業務 特定高齢者（要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者）の把握や特定高齢者への介護予防プランの作成・評価等の介護予防事業に関するケアマネジメントの実施 2 総合相談支援及び権利擁護業務 高齢者に対する適切な支援・継続的な見守り、地域関係者のネットワーク構築、高齢者の心身の状況・家族の状況等についての実態把握、成年後見制度等の活用など 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 地域のケアマネジャーに対する相談窓口を設置し、ケアプラン作成技術の指導、施策等の情報提供等専門的な個別指導及び相談対応、指導・助言。医療機関を含めた関係機関との連携体制の構築、ケアマネジャーのネットワーク構築など				
経過	平成18年4月 区内5ヶ所に地域包括支援センターを設置 平成20年4月 地域包括支援センター業務を福祉高齢者課から介護保険課に事務移管				
必要性	地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した生活を続けていくことができるように、必要な支援を継続的かつ包括的に提供する仕組みの中核機関として、重要な役割を担っている。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 介護保険法で定める包括的支援事業及び介護予防事業のうち特定高齢者把握事業を委託。委託業務を実施する職員体制として、保健師2～3人、社会福祉士1人、主任ケアマネージャー1人を配置。 （委託先） 南千住地域（社）上宮会 荒川地域（社）上智社会事業団 町屋地域（社）北養会 尾久地域（社）信愛報恩会 日暮里地域（社）聖風会				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額					125,851	154,247
	決算額（20年度は見込み）					120,624	154,012	152,639
	人件費					3,845	5,978	
	【事務分担量】（%）					45	70	
	合計（+）	0	0	0	0	124,469	159,990	152,639
	国（特定財源）					48,852	55,598	56,527
	都（特定財源）					24,426	27,799	28,266
	その他（特定財源）					47,346	70,615	67,846
	一般財源	0	0	0	0	3,845	5,978	0
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	相談件数					19,708	28,358	
	特定高齢者把握数					87	541	1,000
	特定高齢者介護予防プラン数					16	92	300
	高齢者人口（3月末）					41,224	41,235	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	南千住地域分		19,874	南千住地域分	30,565	南千住地域分	29,520
	荒川地域分		25,285	荒川地域分	31,120	荒川地域分	29,766
	町屋地域分		25,286	町屋地域分	30,848	町屋地域分	28,600
	尾久地域分		28,482	尾久地域分	34,220	尾久地域分	34,581
	日暮里地域分		21,697	日暮里地域分	27,259	日暮里地域分	30,172

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	特定高齢者把握数（延べ）		87	541	1,000	2,000	特定高齢者（要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者）
	特定高齢者介護予防プラン作成数（延べ）		16	92	300	1,000	特定高齢者として把握した者のうち、介護予防プランを作成した件数
	相談件数（延べ）		19,708	28,358			地域包括支援センターにおける訪問・来所・電話等の相談件数

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定高齢者の把握とプラン作成を早急に進める必要がある。</li> <li>・地域包括支援センターの認知度が低い。</li> </ul>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施            22            区                            未実施                            区 ）</p> <p>介護保険法に定める区市町村の法定事務である。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
訪問・検診・介護予防事業・地域の行事などを通じて、特定高齢者の把握を積極的に進めていく。	特定高齢者を適確に把握することにより、特定高齢者介護予防プランを通じた介護予防につなげやすくなる。
地域包括支援センターと地域の保健・医療・福祉関係機関とのネットワーク構築が重要であるため、関係機関との調整等について支援する。	地域包括支援センターの地域包括ケアの拠点としての基盤が強化される。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	地域包括支援センターは、介護保険制度における地域の中核機関として重要な役割を担っており、必要な事業である。

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	指定介護予防支援補助事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	林 輝生子
		担当者名	野本 裕之	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	指定介護予防支援事業費（16-54-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠法令等	荒川区指定介護予防支援事業補助金交付要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険の要支援者（要支援1・2）の介護予防ケアプランを作成する際にかかる地域包括支援センターの人員費について、区がその費用の一部を補助することにより、安定的な地域包括支援センターの運営及び介護予防ケアプラン作成体制の充実を図る。				
対象者等	区内地域包括支援センター5ヶ所				
内容	<p>地域包括支援センターの主任介護支援専門員等が特定高齢者把握や特定高齢者のプラン作成に専念できるように、介護予防ケアプランの作成を行う専任の職員を配置し、その人員費の一部を補助する。</p> <p>1 補助対象経費 介護予防ケアプランを作成する地域包括支援センターの専任職員人件費</p> <p>2 補助額 (1)と(2)のいずれか少ない額から、介護予防ケアプラン作成により得た介護報酬を控除した額 (1)前年度に作成した介護予防ケアプラン月平均件数を80で除して得た数（小数点未満の端数は、切り上げ）に300万円を乗じて得た額 (2)補助対象経費の実支出額</p>				
経過	平成20年度からの新規事業				
必要性	介護予防ケアプラン作成にかかる人員体制の安定的な確保を図り、プランの作成を円滑に進めていくために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額						
	決算額（20年度は見込み）							
	人件費							
	【事務分担当】（%）							
	合計（+）	0	0	0	0	0	0	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	介護予防ケアプラン作成数（延べ）					5,662	10,467	12,000

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料					プラン作成にかかる人件費補助	42,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	介護予防プラン作成数（延べ）		5,662	10,467	12,000	14,000	要支援1・2の高齢者に対し作成した介護予防プラン数

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターの本来業務を機能させるための体制の確保</li> </ul>
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	推進	地域包括支援センターの安定的な人員体制を確保し、円滑に事業実施をしていくために必要な事業である。

議会議決要旨	
--------	--